

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年 1月27日(月)

今週のことば

文字表示電話サービス「ヨメテル」
難聴などで電話の際に通話相手の声が聞こえにくい人に対し、相手の声をAIやオペレーターがリアルタイムで文字にするサービスを開始。法律に基づくサービス。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

1/27(月) 先負
28(火) 仏滅 中国の春節休暇(旧正月)
29(水) 先勝 旧暦1月1日
30(木) 友引
31(金) 先負 11月決算法人の確定申告ほか
2/ 1(土) 仏滅
2(日) 大安 節分

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/20(月)	38,902 △451	155.98 ▼0.38
21(火)	39,028 △126	155.67 △0.31
22(水)	39,646 △618	156.04 ▼0.37
23(木)	39,959 △313	156.60 ▼0.56
24(金)	39,932 ▼27	155.37 △1.23

令和7年分からの扶養控除について

令和7年度税制改正大綱では、*所得税の基礎控除額を58万円に引上げ(合計所得金額2350万円以下の場合)、*給与所得控除の最低保障額を65万円に引上げ、*特定親族特別控除(仮称)の創設などが盛り込まれ、令和7年分以後の所得税から適用される予定です。

◆ 扶養親族の所得金額要件は58万円以下に

基礎控除額の引上げなどにより、令和7年分から扶養控除の対象(控除対象扶養親族)となるのは、納税者本人と生計を一にする16歳以上の親族で年間の合計所得金額が58万円以下(給与のみの場合は年収123万円以下)の方となります。

なお、「生計を一にする」とは同居を要件とするものではないため、別居している親族も対象になりますが、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われているなど生計を一にしている必要があります。

また、国外居住親族も対象ですが30歳以上70歳未満の親族は、①留学生、②障害者、③生活費又は教育費に充てるため年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当している必要があります。

◆ 大学生年代の親族に係る「特定親族特別控除」

19歳以上23歳未満の親族等が控除対象扶養親族に該当する場合は、特定扶養親族として63万円の所得控除を受けることができますが、合計所得金額が58万円を超える場合でも所得控除を受けられる「特定親族特別控除」が創設されます。

これにより、合計所得金額85万円(給与収入150万円)までは特定扶養控除と同額の63万円を控除でき、合計所得金額123万円(同188万円)まで段階的に遡減された控除額が適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201504

相続人が申告・納税を行う「準確定申告」

所得税の確定申告は1月から12月までの1年間に生じた所得について、翌年の2月16日から3月15日(令和6年分は2月17日~3月17日)までの間に申告・納税をしますが、確定申告をしなければいけない方(*事業所得や不動産所得がある、*給与収入が2千万円超など)が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税の手続を行う必要があります。

この手続を「準確定申告」といい、被相続人が亡くなった年の1月1日から亡くなった日までの所得について、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に申告・納税をします(申告書は被相続人の納税地の税務署に提出)。

令和7年度の雇用保険料率は引下げに

厚労省は令和7年度の雇用保険料率について、現行から0.1%引下げの案を提示し了承されました。料率の引下げは8年ぶりとなります。

これにより、本年4月から一般事業は1.45%(事業主0.9%、労働者0.55%)となります。また、農林水産業及び清酒製造業は1.65%(事業主1.0%、労働者0.65%)、建設業は1.75%(事業主1.1%、労働者0.65%)です。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日(金)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年分からの扶養控除について

令和7年度税制改正大綱では個人所得課税として、基礎控除の引上げ※や給与所得控除の最低保障額の引上げ※、特定親族特別控除（仮称）の創設などが盛り込まれました。また、基礎控除の引上げ等に伴い、同一生計配偶者及び扶養親族等の合計所得金額要件の引上げも行われる予定です。

これらの改正は令和7年分以後の所得税について適用されます（給与所得者の場合、令和7年分は年末調整で適用）。

※合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除の控除額を58万円に引上げる。

※給与所得控除の最低保障額を65万円に引上げる。

◆扶養控除の概要（令和7年分以後）

納税者に所得税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、扶養控除として一定の金額の所得控除が受けられます。

控除対象扶養親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の①～④の要件のすべてを満たす扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

①配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。

②納税者と生計を一にしていること。

※「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではないため、例えば、修学や療養等の都合上別居している場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合などは「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

③年間の合計所得金額が58万円以下※（改正前は48万円以下）であること。

※所得が給与所得だけの場合は、給与収入が123万円以下であること。

④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

【扶養控除の控除額】

控除額は、扶養親族の年齢、同居の有無等により次の表のとおりです。

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族※1		63万円
老人扶養親族※2	同居老親等※3	58万円
	同居老親等以外の者	48万円

※1 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方。

※2 控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方。

※3 老人扶養親族のうち、納税者や配偶者の直系尊属（父母、祖父母等）で同居を常としている方。なお、「同居」については、病気の治療のため入院していることにより別居している場合は、同居に該当するものとして取り扱われます。ただし、老人ホーム等へ入所している場合は該当しません。

◎特定親族特別控除（仮称）の創設

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整への対応として、居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除く）の合計所得金額が58万円超123万円以下であり、控除対象扶養親族（合計所得金額が58万円以下の場合は上記の特定扶養親族に該当）に該当しないものを有する場合には、その年分の総所得金額等から親族等の合計所得金額に応じた控除額を控除します。

【特定親族特別控除の控除額】

親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円	105万円超 110万円以下	21万円
85万円超 90万円以下	61万円	110万円超 115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	51万円	115万円超 120万円以下	6万円
95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円
100万円超 105万円以下	31万円		